平成２３年（フ）第１１２号
大分市中島東２丁目３番10号　末崎コーポ105
債務者　矢崎　澄子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２５９号
大分市大字森町61番地の１　ユアーハウスＡ203
債務者　竹本ひとみ
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２０号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目35番地大名市営住宅17―409号
債務者　渡久地輝美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５１４号
愛知県瀬戸市熊野町16番地
債務者　浅井　知昭
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３８０号
名古屋市西区枇杷島１丁目16番４号
債務者　佐々木俊彦
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６００号
神戸市垂水区高丸４丁目４番４号
債務者　西條　恵子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２１号
神戸市灘区宮山町３丁目１番16号　ステラ六甲212号
債務者　栗栖　京子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２号
鹿児島県志布志市志布志町安楽2656番地２
債務者　原田　和浩
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
熊本市島崎６丁目18番51号
債務者　渡辺　恭子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７０号
熊本市四方寄町132番地76
債務者　北村　千夏
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３８３号
熊本県上益城郡甲佐町大字白旗1068番地
債務者　井芹　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７２２号
横浜市旭区善部町25番地　シティハイムせいらん１―101
債務者　木村フミ子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０６号
浜松市西区坪井町4069番地の５
債務者　刑部　達彦
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
静岡県浜松市中区中沢町78番９―205号　イトーピア中沢グリーンアベニュー
債務者　太田　耕二
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
静岡県浜松市中区葵西６丁目７番15―205号　ドラゴンズマンション
債務者　田村　宏文
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
静岡県浜松市東区市野町1541番地　ソレイユⅠ―Ａ１、前住所静岡県浜松市浜北区宮口4831番地の51
債務者　平野　雄二
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係